

第 38 回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会事務局運営規程（案）

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、第 38 回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会会則（以下「会則」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、第 38 回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組 織

（設 置）

第 2 条 事務局は、高知県水産振興部水産政策課内に置く。

（業 務）

第 3 条 事務局は、第 38 回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に関する事務を処理する。

（職 員）

第 4 条 事務局には次の職員を置く。

- （1） 事務局長 1 名
- （2） 事務局次長 2 名
- （3） 事務長 1 名
- （4） 副事務長 1 名
- （3） 事務局員 必要人数

2 前項の職員は、別表第 1 に掲げる高知県職員をもって充てる。

3 実行委員会の会長（以下「会長」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、高知県職員以外の者を事務局の職員として任命することができる。

（職 務）

第 5 条 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務長は、上司の命を受けて、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

4 副事務長は、事務長を補佐し、事務長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 事務局員及びその他の職員は、上司の命を受けて、担当の事務に従事する。

第 3 章 事務の決裁

（専 決）

第 6 条 事務局長、事務局次長及び事務長は、別表第 2 に掲げる事項について専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、会長の指

示を受けなければならない。

(代 決)

第7条 事務局長の専決事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長が代決することができる。

2 事務局次長の専決事項について、事務局次長が不在の時は、事務長が代決することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、代決することができない。ただし、事務局長又は事務局次長があらかじめ処理の方針を示したものについては、この限りではない。

4 第1項及び第2項の規定により代決した事項については、速やかに事務局長又は事務局次長に報告しなければならない。ただし、定例または軽易なものについては、この限りではない。

#### 第4章 文 書

(文書管理)

第8条 文書管理については、高知県公文書規程（昭和39年高知県訓令第64号）の例による。

2 一般文書に冠する記号は、「豊海高」とする。

#### 第5章 公 印

(公 印)

第9条 事務局で使用する公印の種類等は次のとおりとする。

公印の種類	形状	寸法	書体
第38回全国豊かな海づくり大会 高知県実行委員会会長印	正方形	27ミリメートル角	古印体
第38回全国豊かな海づくり大会 高知県実行委員会事務局長印	正方形	27ミリメートル角	古印体

2 公印の管理については、高知県公印規程（昭和41年高知県訓令第50号）の例による。

#### 第6章 服 務、旅 費 及 び 賃 金 等

(服 務)

第10条 職員の服務については、高知県職員の例による。

(旅 費)

第11条 事務局の職員が、その職務のため旅行したときの旅費の額は、高知県職員の例による。

(期間の定めのある職員の賃金等)

第12条 期間の定めのある職員の賃金、旅費、通勤手当等の取扱いは、高知県の例による。

## 第7章 財 務

(事業計画案の作成)

第13条 事務局長は、会長の命を受け、毎年度の事業計画の原案を作成し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による事業計画の提出を受けたときは、総会に報告し、その承認を受けなければならない。

(収支予算案の作成)

第14条 事務局長は、会長の命を受け、毎年度の収支予算の原案を作成し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による予算の提出を受けたときは、総会に報告し、その承認を受けなければならない。

(補正予算)

第15条 事務局長は、予算編成後に生じた理由に基づいて、既定予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、会長の承認を受けて補正予算を調整することができる。

2 前条第2項の規定は、補正予算について準用する。

(金融機関)

第16条 現金の出納は、会長が指定する金融機関を通して取り扱うものとする。

(出納閉鎖)

第17条 毎会計年度の出納は、当該事業年度の翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(決 算)

第18条 事務局長は、毎会計年度、出納に関する事務を完了したときは、速やかに決算をし、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による決算関係書類の提出を受けたときは、監事の監査を経て、総会に報告し、その承認を得なければならない。

(剰余金の翌年度繰越し)

第19条 各会計年度において、決算上剰余金を生じたときは、翌年度の会計に繰り越さなければならない。

(準 用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出、その他財務及び財産に関する必要な事項については、高知県の財務に関する諸規程の例による。ただし、事務局長が別に定めた事項については、この限りではない。

## 第8章 補 則

(補 則)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規定は、平成28年 月 日から施行する。

別表第 1（第 4 条第 2 項関係）

事務局職名	高知県職員としての職名
事務局長	水産振興部長
事務局次長	水産振興部副部長（総括）、水産振興部副部長
事務長	水産振興部水産政策課長
副事務長	水産振興部水産政策課課長補佐
事務局員	水産振興部水産政策課職員

別表第 2（第 6 条第 1 項関係）

区 分	事務局長 専決事項	事務局次長 専決事項	事務長 専決事項
1 職員の任命	第 3 条第 3 項の規定による職員の任命に関する事 こと。	—	—
2 職員の服務	—	—	第 3 条第 3 項の規定により任命された職員（以下「その他の職員」という。）の服務に関する事 こと。
3 職員の出張命令及び委員等の出張依頼等	事務局長出張命令に関する事 こと。	事務局次長の出張命令に関する事 こと。	その他の職員の出張命令に関する事 こと。 委員等の出張依頼に関する事 こと。
4 諸規程の制定・改廃	諸規程の制定及び改廃に関する事 こと。	—	—
5 総会等の開催事務	総会及び幹事会の開催に関する事 こと。	—	専門部会の開催に関する事 こと。
6 収入の調定、入札の執行及び支出負担行為	別に定める区分の収入の調定、入札の執行及び支出負担行為に関する事 こと。	別に定める区分の収入の調定、入札の執行及び支出負担行為に関する事 こと。	別に定める区分の収入の調定、入札の執行及び支出負担行為に関する事 こと。
7 支出命令	—	—	支出命令に関する事 こと。
8 予算の流用	予算の流用に関する事 こと（軽微なものを除く。）。	—	予算の流用に関する事 こと（軽微なものに限る。）。
9 その他	その他事務の内容により専決することが適当であると認められる事項に関する事 こと。	その他事務の内容により専決することが適当であると認められる事項に関する事 こと。	その他事務の内容により専決することが適当であると認められる事項に関する事 こと。